

マイナンバーカード申請等の時間外窓口を開設しております

マイナンバーカードの「QRコード付き交付申請書」が令和3年3月末までに、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、順次送付されております。

送付された申請書の「QRコード」を利用して、スマートフォン等から申請することが可能ですが、ご自身でマイナンバーカード申請が難しい方や開庁時間内に来庁することが困難な方等を対象として、下記の日程のとおり、時間外窓口を開設いたしますので、ぜひこの機会にご利用ください。

※時間外窓口では、マイナンバーに関する業務以外の受付はできませんのでご了承ください。

4月の開設日時等について

- ◆日時：令和3年4月14日（水）午後5時30分～午後7時30分
4月19日（月） 同 上
4月27日（火） 同 上

◆場所：税務住民課 戸籍年金グループ窓口

予約について

◆予約時間帯

- ①午後5時30分～午後6時00分 ②午後6時00分～午後6時30分
- ③午後6時30分～午後7時00分 ④午後7時00分～午後7時30分

※準備の都合上、**希望日時の前日までに**、下記の連絡先まで電話により予約をお願いいたします。

※<完全予約制>当日の予約はできませんのでご了承ください。

※予約状況によっては、多少時間が前後する場合があります。

連絡先：税務住民課 戸籍年金グループ

TEL 0137-82-0111（内線123,127）、FAX 0137-82-2492

時間外窓口で可能なマイナンバーカードに関する手続きについて

1. マイナンバーカードの申請
2. マイナンバーカードの交付（事前に受取のハガキが届いている方）
3. 電子証明書の更新
4. マイナンバーカードの更新

上記の手続きの際、お持ちいただく物などの詳細は裏面をご覧ください。

ご注意 町外へ転出する予定の方は、当町において、マイナンバーカードの交付が困難なことから、申請の受付はできませんのでご了承ください。

マイナポイントについて（締め切り間近！）

「マイナポイント」を受け取るには、**令和3年3月末までに「マイナンバーカード」を申請する必要があります。**

マイナポイント事業期間は、**令和3年9月まで**延長となっています。



裏面もご覧ください

お持ちいただく物

1. マイナンバーカードの申請をされる方

- ・通知カード（紛失された場合でも申請可能です。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書
 - ①「運転免許証」など、顔写真付きのものを1点。
 - ②顔写真付きのものがない場合は、「健康保険証」と「介護保険証」、「年金手帳」、「各種医療受給者証」などから2点。
- ・「QRコード付き交付申請書」（送付を受けた方は、ご持参ください。）
- ・顔写真『当町では、**無料**で写真撮影を行っております。』
- ・住民基本台帳カード（所有している方は返納していただきます。）
- ・15歳未満の方が申請する際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いいたします。

2. マイナンバーカードの交付を希望される方（事前に受取のハガキが届いている方）

- ・「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）
- ・通知カード（紛失された場合でも申請可能です。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書（上記1. ①②と同様）
- ・住民基本台帳カード（所有している方は返納していただきます。）
- ・15歳未満の方が申請する際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いいたします。

3. 電子証明書の更新をされる方

- ・マイナンバーカード
- ・封書により郵送された「電子証明書の有効期限通知書」
- ・マイナンバーカード申請時に設定した「暗証番号」が必要となります。

4. マイナンバーカードの更新をされる方

- ・マイナンバーカード
- ・封書により郵送された「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」
- ・15歳未満の方が申請する際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いいたします。

マイナンバーカードが「健康保険証」として利用できるようになります！

令和3年3月下旬（予定）から順次、全国の医療機関や薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。

ご利用にあたっては、対応可能なスマホ等により、Webサイト「マイナポータル」で事前に「利用申込」が必要となります。

<医療機関・薬局によって開始時期が異なります>



「利用できる医療機関・薬局」は、ステッカーやポスターが目印となっております。
また、スマホ等により厚生労働省のホームページでも確認することができます。

厚生労働省のホームページへ
アクセス →



《ご注意》病院を受診する際は、医療機関等によってマイナンバーカード利用の対応が異なることから、念のため「利用申込したマイナンバーカード」と「健康保険証」の両方をお持ちください。

【問合せ】 税務住民課 戸籍年金グループ Tel. 82-0111
保健福祉課 保険・医療グループ Tel. 82-2780（としべつ内）

表面もご覧ください